

## 資料4

## 犯罪被害者等支援条例骨子の比較について

条例項目		自治体名・条例施行日						
		H22.4.1	R6.9.2	R7.4.1	R7.4.1	R7.4.1	R8.1.1	R8.4.1
		北斗市	森町	八雲町	札幌市	岩見沢市	江別市	室蘭市
1	目的	○	○	○	○	○	○	○
2	定義	○	○	○	○	○	○	○
3	基本理念	○	○	○	○	○	○	○
4	市の責務	○	○	○	○	○	○	○
5	市民の責務	○	○	○	○	○	○	○
6	事業者の責務		○	○	○	○	○	
7	連携協力	○	○	○	○	○	○	○
8	基本的施策	相談および情報の提供	○	○	○	○	○	○
9		損害回復・経済的支援	○	○	○	○	○	○
10		日常生活の支援	○	○	○	○	○	○
11		安全の確保		○	○	○	○	○
12		居住の安定		○	○	○	○	○
13		雇用の安定			○	○		
14		理解の増進			○	○	○	○
15		調査研究・人材の育成				○		
16	民間支援団体に対する援助				○			
17	その他の	二次的被害防止		○	○	○	○	○
18		個人情報の適切な管理			○		○	○

※警察庁『地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況』（令和7年4月1日現在）より抜粋し、同年4月2日以降に条例制定した江別市と室蘭市を加えた。